

新規組み入れマイクロファイナンス機関のご紹介 No. 18 「PRASAC(プラサック)(カンボジア)」

大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラス」は、2011年12月14日にカンボジアのマイクロファイナンス機関「PRASAC(プラサック)」に約37万米ドル相当の投資を実施しました。(*タイ国境に隣接する州の顧客に融資をするためにプラサックの要請により今回の融資はタイ・バーツ建てで行われました。)



PRASAC(プラサック)(カンボジア)



【PRASAC(プラサック)とは?】

PRASAC(プラサック)は、1995年に欧州連合とカンボジア政府が、首都プノンペン周辺の6つの州における農地開発や農業支援のための融資を実施するプロジェクトとしてスタートしました。

2003年に同プロジェクトは完了しましたが、同プロジェクトの従業員が中心となり、カンボジア地域開発財団などからの支援を受けて2004年に農村地域の開発と小規模事業主に金融サービスを提供するマイクロファイナンス機関(以下、MFIと言います。)として正式に設立されました。

現在はカンボジアの全24行政地区(23州およびプノンペン特別市)に支店を有する大手MFIに成長しました。

総資産額	140.46百万米ドル (2011年9月末)
総融資残高	135.96百万米ドル (2011年9月末)
借り手総数 (内、女性比率)	120,792人(70.26%*) (2011年9月末)
貸倒率	0.74%(2011年9月末)

(出所: DWM、* MixMarket調べ、2011年9月末現在)

【融資実行の理由】

プラサックの財務体質は安定しており、経営情報システムを積極的に活用することで、業務効率は良く、融資内容は健全です。また、カンボジアの全24行政地区に支店を設けているなど、業務拡大と同時に顧客(借り手)の地域分散にも力を入れています。

さらに、複数の国際開発機関が株主になっているなど、企業統治面でも優れた経営が行なわれていることから同MFIへの投資を決定しました。

【カンボジアのMFI事情】

カンボジアの経済は順調に推移しており、世界銀行は同国のGDP成長率を6.0%から6.5%へと上方修正しました。同国のMFIは借り手の多重債務問題が深刻にならないように、2010年に融資条件の厳格化を行いました。そのような対策が功を奏し、同国のMFIの融資内容は質の良い状態を保っています。また、2011年は昨年比で融資残高を増やすMFIが多くなるなど、融資状況は回復傾向となっています。MFI市場の調査機関MixMarketによると、2010年末現在、同国のマイクロファイナンス市場は主要なMFIが17機関あり、総融資残高は12億米ドルとなっています。借り手総数も120万人を超え、世界のマイクロファイナンス市場で主要国の一つに成長しています。

借り手の事例

※ご本人の快諾を得て掲載しています。



ラン・リープさん

資金使途:

食べ物販売露店(パパイヤサラダ、焼きバナナなど)

タイ国境に近いバタンバン州バタンバン市のプレクタン村で土木作業員の夫と娘の3人で暮らすラン・リープさんは2008年からプラサックより小口融資を受けています。

リープさんはパパイヤやバナナ、米を使った食品を露店で販売しています。これまでは自宅にある小さな田んぼで露店で出す食品に使う米を作っていました。生活を良くしていくには収穫量が足りませんでした。また、露店で出すパパイヤサラダや焼きバナナなどの材料を調達するお金も不足気味で、調理を行う自宅も老朽化が激しくなっていました。

商売が続けられなくなることによる将来の生活に不安を抱いていたところ、プラサックが小口融資のキャンペーンを行っていることを知り、融資期間12カ月、融資額1,000米ドル相当の融資を申請しました。この融資で田んぼの手入れや、自宅の修理を行ったことで、露店で販売する食品の数を増やすことが出来、売り上げも増えました。リープさんは毎月の利息と1年後の融資元本をきちんと返済し、2回目の融資(1,200米ドル相当)を申請し、田んぼの生産性をさらに上げるための手入れや害虫対策のための農業の購入費に充てました。

リープさんの商売は順調に進んでいます。また、今後は、裁縫が得意な娘がプラサックの小口融資で経済的な自立ができるように応援していきたいと考えています。

※上記は、大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラス」の投資先マイクロファイナンス機関をご紹介したものです。将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

出所: MFI(PRASAC(プラサック))、MixMarket、DWMアセット・マネジメント社

2ページ目の一般的な留意事項を必ずご覧ください。

ファンドの特色

- 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。
 - 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
 - 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
 - 年2回決算を行います。
- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

お申込メモ

信託期間	原則として、2011年3月1日から2021年2月23日まで
購入単位	1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、1,000円以上1円単位で購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2月および8月の各23日 (年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします)

投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、**当ファンドは元本が保証されているものではありません。**委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、**全て投資者に帰属します。**投資信託は**預貯金や保険と異なります。**当ファンドへの投資には主な変動要因として、「マイクロファイナンス投資にかかるリスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「流動性リスク」などが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります。**詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

■設定・運用は…

大和証券

Daiwa Securities

商号等：大和証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第108号
加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、
社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

東京海上アセットマネジメント投信

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第361号
加入協会：社団法人投資信託協会、
社団法人日本証券投資顧問業協会

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。	
	購入金額	手数料率(税込)
	5,000万円未満	3.150%
	5,000万円以上5億円未満	1.575%
	5億円以上	0.525%
	購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万円) × 申込口数	
換金(解約)手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は 年1.9765%(税込)程度 となります。 ※当ファンドならびに当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬は以下の通りです。 ・当ファンド：信託財産の純資産総額に対し、年1.0815%(税抜1.03%) ・DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ： 純資産総額に対し、年0.895%(注) (注)ただし、 信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。 ・東京海上マネーマザーファンド：信託報酬はかかりません。
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限年63万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 **詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

【一般的な留意事項】

■当資料は、東京海上アセットマネジメント投信株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。■当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。